

税制に関する提言

— 平成25年8月1日 —

(一社) 青色21ネットワーク研究会

【財務省・国税庁】

1. 所得税

(1) 白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度違反に対し制裁措置を講ずること

平成 26 年 1 月から、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての白色申告者に記帳や帳簿等の保存が義務づけられた。申告納税制度は、納税者が自らの所得を正しく計算し申告、納税する制度であり、記帳・帳簿等の保存は、いわば納税者が当然の責務として負うべきものであると考える。

しかしながら、白色申告者が記帳・帳簿等の保存義務を怠ったときの制裁措置がない。これを奇貨として積極的に記帳・帳簿等の保存義務を怠る白色事業者が現出することが危惧される。

青色申告の場合には、適法な帳簿書類が整備されていないときは、青色申告を取り消され、青色申告特別控除など受けていた特典がすべて否認され、過去に遡って否認された分の税金が追徴され、加えて加算税等の附帯税が掛かり制裁的な扱いを受けている。

白色申告の場合は、推計課税が行われるとしても、帳簿書類がなければ、実額課税の原則から仮装隠ぺいの認定もできず、結果的に制裁的重加算税等の賦課も免れることとなる。要するに記帳・帳簿等の保存の義務化は空文となり、違反者放置は行政怠慢の責任を問われることとなり、正直者がバカを見るという風評被害が増大しかねない。白色申告者が記帳・帳簿等の保存義務を怠ったときには、制裁措置として記帳等不備加算税などの何らかの法的制裁措置を検討すべきである。

(2) 青色申告制度は存続し、青色申告特別控除を拡大すること

白色申告の記帳項目は、売上げ、仕入れ、経費の損益項目だけである。これに対し青色申告の記帳項目は、損益項目に加え資産負債項目も記帳する。例えば、現金出納帳は日々の現金の出納と残高を記録するものだが、同時に実際の現金有高との照合により記帳漏れ等を検証するものである。つまり、資産負債項目の記帳は帳簿の正確性を検証するためのものであり、このような検証を経た帳簿から計算した所得が所得税法の求める所得と言えよう。

白色申告者に対し記帳が全面義務化されたことと青色申告普及率の停滞により、青色申告制度と白色申告制度の一元化を主張する論議もあるが、青色申告制度における記帳こそが理想的な記帳方法であり、将来の一元化を念頭に、白色申告者の記帳水準を向上させるため、思いを新たに、青色申告制度の普及促進を図り、その誘導策として青色申告特別控除を拡大することを提案する。なお青色申告の現金主義帳簿は廃止しても良いものとする。

(3) 生計を一にする親族が、事業から対価を受ける場合の必要経費の特例の規定（所法56条）を廃止すること

シャープ勧告を受けて所得税法では所得合算制度が廃止され、個人単位課税制度が採用された。しかしながら、個人企業においては①記帳慣行がなく家計と企業会計との分離が行われていないこと、②家族に対価（給与）を支払う慣習がないこと、③家族に対価（給与）の支払いを認めれば恣意的な所得分散がおこなわれ租税回避を図る余地が生じること、等の見地から、特例措置として現行の法第56条（事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例）の規定が設けられた。

しかし、今日の社会はこの特例の制定当時と比較すると、個人の尊厳を基礎にした家族観や就労形態は大幅に変化多様化し、法第56条の立法の趣旨は社会通念に馴染まないもと考える。

白色申告に対する記帳が全面義務化した今日、たとえ生計を一にする親族に支払う対価であっても、適正な契約に基づき、適正な金額、適切な支払が行われ、青色申告の記帳方式により適切な記帳が行われている場合には、必要経費の特例としてではなく所得税の本則により必要経費として認めるべきである。

なお、法第56条が廃止されれば、法第56条の特例措置としての法第57条も当然に廃止されるものとする。

(4) 個人企業の事業主報酬制度について早期決着すること

個人事業主報酬制度については、平成25年度税制改正大綱の検討事項において「小規模企業等に係る税制の在り方については、個人事業者、同族会社、給与所得者の課税のバランス等について、幅広い観点から検討する」と明記し、長期検討課題にされた。

かつて所得税法のなかに「みなし法人課税制度」が制定されたが、消費税導入にあたり不公平税制の是正の一つとして、「みなし法人課税制度」は廃止され、代わって青色申告特別控除が導入された。しかし今もなお、個人事業主報酬制度を求める要望は強い。

しかしこれがかつての、「みなし法人課税制度」の復活を期待するものであれば、平成17年の会社法制定のなかで、起業促進の観点から資本金の制限もなく、役員数の制限もない会社（いわゆる一人法人、一円法人）の設立が認められたことですでに解決している。しかも「みなし法人課税制度」には「みなし配当」の仕組みがあったが、「一人法人、一円法人」にはそれがなく「みなし法人課税制度」より簡素と言えよう。検討事項について政権公約としてヨーロッパ税制を参考に来年の税制改正に向けて行動するように官庁に指示するというが、いたずらに政権維持の具に供することがないよう早期決着を望みたい。

(5) 給与所得者に対する課税について、抜本的な見直しを検討すること

平成 24 年度税制改正により、給与所得控除の上限が設定されるとともに、特定支出控除が大幅に拡充されたことにより、サラリーマンも確定申告をする機会が増え、負担軽減の恩恵に浴する者が増えたと思われるが、未だに、事業所得者や農業所得者と比べて不公平だというクロヨン（またはトウゴウサンピン）論が絶えない。

申告納税制度を原則とする我が国税制下において、大半のサラリーマンには、①源泉徴収・年末調整で所得税の納税が完結する制度が採用されていること、②実額経費が控除されないこと、に不満があると思われる。

については、この不満解消と納税者意識を高め、かつプライバシー保護の観点からも、給与所得者に対する課税について、源泉徴収を前提に次のような抜本の見直しについて検討を願いたい。

- ① 申告納税制度を原則とし、年末調整制度との選択制にすること。
- ② 申告納税制度を採用する者には、実額経費を控除する（実額経費の証明には特定支出控除の例にならう。）こと。
- ③ 年末調整制度を採用する者には、現行給与所得控除の二分の一を勤務費用の概算額として控除すること。

(注) 現行給与所得控除＝「勤務費用の概算控除」＋「他の所得との負担調整のための特別控除」とされており、それぞれ二分の一を占めているとされている。マイナンバーの導入を前提にすれば「他の所得との負担調整のための控除」は排除してしかるべきと考える。すでに累次の改正で現行給与所得控除は実額経費よりも高いという共通認識がある。

2. 消費税

(1) 小規模事業者にとって負担増となる軽減税率・インボイス制度の導入は行わないこと

軽減税率は特定の対象品目に対し恩恵を与えることになる。その対象品目の選定には政治的思惑が絡み合い混乱を招く可能性がある。軽減税率を導入している EU 諸国でも、多くの問題点が報じられている。また、軽減税率の導入により失われる税収の再調達、事業者・国税当局双方の事務負担の増加、さらには逆進性対策等を考慮しても軽減税率の導入はすべきでない。

わが国消費税法では小規模事業者の事務負担軽減等に考慮し帳簿方式が採用されている。現状ではその透明性は十分に確保されていると思われる。インボイス制度が導入された場合、ひとつの帳簿により所得税・消費税を算出することができなくなるので、事務処理が倍増する可能性がある。また免税事業者は、インボイスが発行できず取引から除外され、事業経営上大きな打撃を受けることとなる。については、インボイス制度の導入には強く反対する。

(2) 簡易課税制度の選択届出書の提出期限を確定申告書の提出期限と同じにするとともに、設備投資の際の仕入税額控除を認めること

簡易課税制度の適用を受けるためには、課税期間の初日の前日までに、選択届出書を提出しなければならないことになっているが、小規模事業者にとって確定申告時以外のタイミングで届出書等の提出をすることは、年末の繁忙期に新たな事務負担が生じたり、届出書提出の失念により簡易課税制度の適用を受けられない場合もある。よって、簡易課税選択届出書の提出期限を確定申告書の提出期限と同じにするよう要望する。

また、申告事務負担の増大を避けるため、簡易課税制度を選択している小規模事業者は多い。しかし、簡易課税制度におけるみなし仕入率には設備投資等をした場合の仕入税額控除が反映されていないと言いがたい。これは、事務処理能力が脆弱な小規模事業者であるが故に受ける不利益であるといえる。ついては、簡易課税制度においても一定額以上の設備投資については、みなし仕入率とは別に仕入税額控除ができるよう検討を望みたい。

(3) 消費税率引き上げにあたっては「経済状況の好転」を的確に判断して実施すること

アベノミクスは、日本経済を復活させることで、戦後レジームからの脱却を図ろうとするもので、大多数の国民は大きな期待をかけている。今日ようやく景気回復の兆しが見えてきたが、なお、末端消費生活者や小規模事業者には景気回復の実感は及んでいない。

消費税率引き上げ実施前に、名目・実質成長率、物価動向など種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に判断した上で引き上げの停止を含めて所要の措置を講ずるとの規定が盛り込まれているが、失われた20年から「日本を取り戻す」絶好の機会を腰折れすることのないよう「経済状況の好転」を的確に判断して実施することを心底から望みたい。

3. 創業促進税制

(1) 創業を促進するため一定期間事業に係る所得税等の課税を免除すること

政府は、日本経済再生のため日本経済再生本部を立ち上げ、現在「産業競争力会議」で精力的な議論を行っているが、この中で経済産業大臣は「国内投資活性化策」の一環として「ベンチャー1万社の創出支援」を掲げ、これを受け民間議員も「新しい企業が次々と生み出される環境を整えるべき」との意見を表明している。ついては、意欲あるベンチャー企業の創業を促進するため、個人事業及び一定規模以下の小規模法人について、開業後一定期間(5年間程度)、所得税、法人税、事業税等の課税を免除するよう要望する。併せて、小規模法人設立に係る印紙税、登録免許税は、課税しないよう望みたい。

4. 税理士法

(1) 公益社団法人の青色申告会職員に臨時税理士の資格を附与することを検討すること

年金所得者が急増し、給与所得者の申告納税権が声高に叫ばれる今日、今後、増々申告納税者数が増加することが予想される。本来、申告納税制度は、納税者である国民が「申告」と「納税」を自らの義務として、自らの責任において行う制度であるが、そのための十分な知識を持ち合わせない納税者には、適切な支援が必要である。しかし、これを支援する税務職員の増加は見込めない。

一方、平成 20 年 12 月から「民が担う公益の実現」を理念に新公益法人制度がスタートした。については、申告納税制度の一層の推進と適正申告の実現を図るため、公益社団法人の一定の資格を満たす青色申告会職員に対し、税理士法第 50 条(臨時の税務書類の作成等)の規定により臨時税理士の資格を附与し、税務専門家と協同して「共助」の理念のもと、記帳から決算、申告までの一貫した指導ができるよう検討することを願いたい。

【内閣官房社会保障改革担当室】

1. 社会保障・税の共通番号（マイナンバー）

- (1) 市町村より交付される「通知カード」と本人の希望により交付される「個人番号カード」との交換申請手続の統一的な円滑処理に配慮すること

現在の予定では2015年10月に「通知カード」による個人番号の通知が開始され、2016年1月からは、本人が申請をすればICチップを内蔵した顔写真付き「個人番号カード」の交付が受けられるとのことである。

住民基本台帳カードの交付を市町村長から受ける場合でさえ、高齢者等にとっては難しい面が多々ある。ついては、「個人番号カード」の交付事務がいたずらに煩雑にならないよう、また、全国各地での交付事務が統一的に行われるよう配慮されたい。

- (2) 個人情報保護の観点から、国（政府）だけでなく国民も一体となったトータルで効果的な監視システムの構築に配慮されたい

2016年1月に「個人番号カード」の交付申請がはじまり、2017年1月からは、複数の機関の発行書類が必要だった行政手続等も、窓口で「個人番号カード」を提示すれば済ませることが出来るようになる。また、「マイ・ポータル」により年金・介護保険料の納付状況、所得等に関する本人情報が確認出来るようになる。更に、2018年には医療情報や民間の活用を含めた利用範囲の拡大も検討されるとのことである。

マイナンバー制度は、「公平な社会」、「効率的な行政」、「効果的な政策」の実現には不可欠なインフラと考えられる。だからこそ個人情報の漏洩・不正取得による悪用の対策には、細心の注意が必要である。そのために政府は罰則を制定し、「特定個人情報保護委員会」を設置し管理を徹底するそうであるが、真の個人情報保護のためには、国（政府）だけでなく国民も一体となった対応策を進めることが必要である。「個人番号カード」の利用局面を想定しての不注意・不用意な利用防止の呼び掛け等を始めとするトータルで効果的な監視システムの構築に配慮されたい。

- (3) マイナンバーの周知徹底をはかること

マイナンバー制度は、消費税増税を含む社会保障・税一体改革の一環として導入が検討された。個人の所得状況や社会保障の受給実態を正確に把握し、公平で効率的な行政サービスを実現することを主目的としている。かつてマル優制度を利用して脱税が横行した当時、架空口座による脱税防止策としてグリーンカード制度が1980年に成立したが、施行される段になって実施反対論が噴

出し 1985 年議員立法で廃案になった。

当時、適正公平な申告納税制度の推進と納税道義の高揚に努めてきた青色申告会はグリーンカードの制定に賛成した。

マイナンバー制度は、税や保険料の徴収を公平・公正に行い、年金・医療・介護・失業保険・生活保護等の給付を公平・公正に行うインフラとして重要だと考える。

しかしながら内閣府の調査では、マイナンバーの内容を「知っている」と答えた人が一割しかないという。前者の轍を踏まぬよう国民向け広報活動にもっと力を入れて行うよう配慮されたい。

【総務省】

1. 個人事業税

(1) 事業主控除額を大幅に引き上げること

昭和 25 年の個人事業税創設時に設けられた「免税点」制度は、その後の「基礎控除」制度を経て、昭和 37 年「事業主控除」制度と改称されて今日に至っている。

この間、控除額は逐次引き上げられてはきたが、その額は本来の趣旨である「個人事業主の勤労性相当部分」を課税対象から控除するには極めて不十分であった。加えて昭和 48 年度税制改正で所得税に事業主報酬を認めた「みなし法人課税制度」が成立したことを受け、昭和 49 年には前年の年 80 万円から一挙に年 150 万円に引き上げられ、以後昭和 52 年（年 220 万円）まで毎年引き上げられてきたが、その後は昭和 60 年に 240 万円、平成 5 年に 270 万円、平成 11 年に 290 万円に引き上げられたまま実に 14 年間据え置かれ、所得税の控除失格者にまで、個人事業税が課される過酷な税制となっている。

国税庁の「民間給与の実態調査」によると、平成 23 年分の民間給与の平均額は 409 万円、法人企業の役員給与平均額は 600 万円であり、現行事業主控除額との乖離は著しい。

については、法人企業の役員給与の実態等を踏まえ、事業主控除額（現行 290 万円）を大幅に引き上げるべきと考える。

(2) 青色申告特別控除額を所得計算上控除すること

青色申告制度の普及促進を図り正確な記帳を奨励するため設けられた青色申告特別控除制度は、個人所得税、個人住民税の所得計算上控除されている。

他方、個人事業税は、個人所得税、個人住民税と同様に所得課税をしているにもかかわらず、青色申告特別控除の控除を認めていない。正確な記帳は、正確な所得を計算する基本であり、個人事業税にも均しく求められるものである。

については、正確な記帳を奨励し課税の公平を図るため、個人事業税の所得計算上、青色申告特別控除の控除を認め、個人所得税、個人住民税との整合性を図るべきと考える。